

令和6年度（令和7年4月入学）

入学説明資料



岸和田市立浜小学校

〒596-0064

岸和田市紙屋町12-20

TEL 072-422-0327

FAX 072-432-0616



入学説明会資料 目次

1.入学式のご案内	(2)
2.学校紹介	(3)
3.学校生活	(4)
①1年生に関わる主な行事・活動の予定	(4)
②身の回りのことについて	(4)
③入学までに用意していただくもの	(5)
④体操服について	(6)
⑤浜小学校のきまり(概略)	(7)
4.就学奨励制度について	(8)
5.健康な生活を送るために	(9)
①新しい学校生活に向けて	(9)
②学校での病気やけがについて	(10)
③日本スポーツ振興センター 「災害共済給付制度」のお知らせ	(11)
6.学校給食について	(13)
7.緊急時の対応について	(15)
8.「ひまわり学級」と「あすなろ学級」を正しく 理解していただくために	(21)
9.PTA規約	(22)
出席停止となる感染症一覧表(別紙)	

新1年生保護者様

令和7年2月吉日

岸和田市立浜小学校
校長 山崎 洋

令和7年度 入学式のご案内

平素は、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
さて、見出しのことにつきまして、下記のとおり開催いたします。公私ともご多用のこととは存じますが、
何とぞご出席いただきますようご案内申し上げます。

記

1. 日時 **令和7年4月4日(金) 9:30 開式** 受付 9:00~9:10

2. 会場 岸和田市立浜小学校 体育館(2階)

3. 時程

①受付	9:00~ 9:10
式場へ入場	9:20
②入学式	9:30~10:10ごろ
	・校長式辞、祝辞、歓迎行事等
	・記念撮影
	・PTA規約と活動の説明、1年生学級委員の選出
③学級指導(各教室)	10:20~11:40ごろ
	・担任の話、教科書・祝品等の配布

4. その他

- ①「就学通知書」を受付にご提出ください。
- ②保護者、児童とも上履きをご準備ください。
- ③教科書、祝品を入れる袋をご準備ください。
- ④保護者の参列については、可能な限り**2名まで**でお願いいたします。
- ⑤1学期の始業式は4月8日(火)です。8:35から朝の会が始まります。

2. 学校紹介

<学校の歴史>

1902年(明治35年) 4月 1日	岸和田浜町尋常小学校創設
1923年(大正12年) 2月 1日	岸和田市浜尋常小学校と改称(創立記念日)
1947年(昭和22年) 4月 1日	岸和田市立浜小学校と改称
2001年(平成13年) 10月21日	創立100周年式典挙行
2008年(平成20年) 7月	耐震による大規模改修1期完成
2009年(平成21年) 10月	耐震による大規模改修2期完成
2018年(平成30年) 9月	普通教室で空調設備稼働
2023年(令和5年) 3月	体育館空調工事完了

<学校教育目標>

心豊かで たくましい子どもを育てる

=めざす児童像= ○元気な子 ○考える子 ○思いやりのある子

<日課表>

シャッター開扉	8:00	
健康観察・朝の会	8:35~ 8:40	
モジュール学習	8:40~ 8:50	
1時間目	8:50~ 9:35	
2時間目	9:40~10:25	
休憩	10:25~10:45	
3時間目	10:45~11:30	
4時間目	11:35~12:20	
給食	12:20~13:00	
	月・水・金	火・木
掃除		13:00~13:15
昼休み	13:00~13:20	13:15~13:35
5時間目	13:20~14:05	13:35~14:20
6時間目	14:10~14:55	14:25~15:20
終わりの会	14:55~15:05	15:10~15:20

<児童数>

令和7年4月1日見込み

学年	児童数 人
1年	18
2年	22
3年	20
4年	29
5年	31
6年	30
合計	150

3. 学校生活

① 令和7年度の1年生に関わる主な行事・活動の予定 (変更・中止の場合があります)

<1学期>

- 4月 入学式 対面式 給食開始 学校たんけん 春さがし
学習参観 PTA 総会 身体測定 視力検査 内科健診 聴力検査
- 5月 遠足 家庭訪問 生き物さがし 検尿 心臓検診 眼科健診 耳鼻科健診
- 6月 土曜参観 交通安全教室 歯科健診 水泳前健診
- 7月 学校水泳 セタまつり 個人懇談会 終業式 夏休み

<2学期>

- 8月 始業式 身体測定
- 9月 学校公開(参観)
- 10月 運動会 視力検査
- 11月 遠足 日曜参観・避難訓練 秋さがし 校内音楽会
- 12月 持久走前健診 個人懇談会 校内作品展 終業式 冬休み

<3学期>

- 1月 始業式 身体測定 昔遊び 冬さがし
- 2月 創立記念日 持久走記録会 学習参観 春さがし 視力検査
- 3月 6年生を送る会 1年生を迎える準備 修業式 春休み

②身の回りのことについて

- ・言いたいこと(思ったこと、困ったこと)がはっきり伝えられるようにしましょう。
- ・友だちとなかよく遊べるようにしましょう。
- ・服の着脱が自分でできるようにしましょう。(ボタンかけ、ひも結びなど)
- ・大小便の後始末ができるようにしましょう。(トイレの使い方、手洗いの習慣など)
- ・あいさつや返事が元気よくできるようにしましょう。
- ・食事は20分ぐらいで済ませられるようにしましょう。
- ・好き嫌いを少なくしておくようにしましょう。(給食には牛乳と野菜が常にあります。)
- ・身体の部位の名称が言えるようにしましょう。
- ・自分の名前が言えたり、ひらがなで書いたりできるようにしましょう。
- ・自分の町名(住んでいる家がある町)、家の電話番号かおうちの人の携帯番号を言えるようにしましょう。

③ 入学までに用意していただくもの

削った鉛筆	2B(5本)・赤鉛筆(1本)
消しゴム	よく消えるもの(白で四角いものが望ましいです)
色鉛筆	12色程度のもの
下じき	お道具箱に入る大きさのもの(A4サイズがのぞましいです)
筆箱	簡単な操作のもの(袋状のものは不向きです)
パス	12色程度のもの(市から入学祝いとしていただきます)
鍵盤ハーモニカ	希望者のみ購入(入学後)
粘土板・粘土・ケース	希望者のみ購入(入学書類受付時にて)
うわばき	バレシューズがよい(名前はかかとははっきりと書いてください)
体育館シューズ	Ⓢと書きます 名前はかかとははっきりと かかとは赤い線を入れてください
たいそう服	※次ページをご覧ください
給食用エプロン	エプロン、帽子、マスク
雨具	黄色い傘(市から入学祝いとして)は置き傘としますので、通学用をご用意ください。
お道具箱 (A4の教科書が入るもの)	お道具箱は入学後学校で購入します ・はさみは、先が丸く、ケースに入っているもの ・パス・色鉛筆を入れます(のりは学校で一括購入します)
袋4つと手さげバッグ	体操服・エプロン・上ぐつ・体育館シューズ、音楽かばん (見えるところに名前もお願いします)
ぞうきん2枚	学校が始まってから集めます 名前は書かなくて結構です

○ノート・ファイルは、すべて学校で購入します。(連絡帳も)

○持ち物には全てひらがなで名前を書いてください。

○教科書は無償で給与されます。

○名札は、PTAより祝品として、入学式に贈呈されます。買い換えは、職員室で販売しています。
(1つ 100円)

○岸和田市並びに岸和田市教育委員会からの祝い品があります。
(パス 黄色い帽子 黄色の傘)

④体操服について

<上着> ○市販の体操服をご購入ください。

○色は白で、半そで・長そで

○首周りはチャック付きより、丸くびの方が望ましいです。

<冬用上着> ○冬季に体操服だけでは寒いときに着用します。

○希望者のみです。色は青、学校指定のものに限ります。
(2月5日に販売します。後日マスタ制服店でも購入可能です。)

<クォーターパンツ>

○色は青色。

<備考>

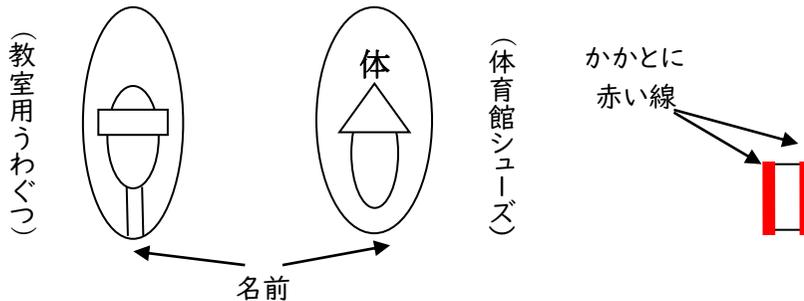
○上着は左胸に、パンツは左上に、5cm×8cm四方の白い布を貼り付けて、名前を書いてください。



<体育館シューズ>

○市販の「体育館シューズ」をご購入ください。

色は白、くつの先に「体」とお書き下さい。かかとに赤い線をお書きください。



<帽子>

○男女とも赤白帽子 市販のものでもかまいません。

⑤浜小学校のきまり

は…… はきはきあいさつ
ま…… まもろうルール
つ…… つぎつぎチャレンジ
こ…… こころやさしく

・登下校

- 8:20から8:35までに登校してください。
- 交通のきまりを守り、決まった通学路で登下校してください。
- 登下校時は黄色の帽子をかぶってください。
- 欠席または遅刻する場合は、必ず8:35までにテトルで連絡をお願いします。
(8:35以降は電話でご連絡ください。)
- 早退をする場合は、保護者の方に迎えに来てもらって下校します。
- 最終下校時刻は16:30です。

・服装

- 標準服を着て、名札をつけます。(寒い日は、中にベストやセーターの着用は可能です)
- 運動したり遊んだりするのに適した運動靴を履かせてください。(雨の日は長靴でもかまいません)
- ハンカチ・ティッシュを毎日持たせてください。
ハンカチは予備を準備し、ランドセルのポケットに入れておいてください。
- 校内では上靴に履き替えます。

・持ち物

- 持ち物には、大小問わず、必ず記名してください。
- ※例年、落とし物が多く、また、子どもたちに確認しても持ち主が分からないことが多いです。
自分の持ち物が分かり、物を大切にするという心を育てるためにも、記名をお願いします。
- 学習に必要なものは、持たせないようにしてください。
- ※集中の妨げになることが多いので、なるべくシンプルな機能やデザインのものをおすすめします。

「浜小学校のきまり」の詳細については、入学後に生徒指導担当より、おたよりを配布します。

4. 就学奨励制度について

～学用品費・給食費・医療費等の援助制度～

本市では、岸和田市立小・中学校に児童・生徒がいる、世帯の所得が市の定める基準以下の世帯に、小・中学校で学習するために必要な費用の一部を援助しています。就学奨励費の受給を希望される方は、申請期間内に申請して下さい。

所得基準や支給内容の詳細は、次年度に全児童・生徒に配布されるお知らせでご確認ください。

1. 援助の内容（令和6年度実績）

・学用品費、通学用品費、入学準備金、校外活動費、修学旅行費、臨海・林間学校費の一部

※就学奨励費認定者は認定日以降の給食が現物給付となります。

・医療費 次の病気の場合、医療費の本人負担分

歯 科・・・う歯（虫歯）

耳鼻咽喉科・・・中耳炎、慢性副鼻腔炎（ちくのう症）、アデノイド

眼 科・・・トラコーマ、結膜炎

膚 科・・・白癬（水虫、たむし、しらくも等）、疥癬、膿痂疹（とびひ）

内 科・・・寄生虫病（回虫、十二指腸虫、ぎょう虫等及び虫卵保有）

・日本スポーツ振興センター共済掛金返金

2. 申請期間：5月中旬～6月上旬頃（予定）

就学奨励制度は毎年度、申請が必要です。

入学準備金を入学前に申請された方も上記の期間で再度申請が必要になります。

3. 申請方法および申請書受付場所

① オンラインによる申請

ホームページ（4月下旬頃公開予定）よりご申請いただけます。

◇本人確認ができる書類と通帳もしくはキャッシュカードが必要です。

② 就学奨励申請書による申請

受付場所：岸和田市教育委員会または岸和田市立小・中学校（但し、在籍校に限る）

◇印鑑（認印可）と通帳もしくはキャッシュカードが必要です。

4. 支給方法

年2回（9月末頃と3月中旬頃）口座振込で支給

※入学準備金は下記の時期に支給

・中学校：小学6年の3月中旬頃

・小学校：入学前の3月末頃（入学前に受給していない場合は小学1年の9月末頃）

5. 健康な生活を送るために

①～新しい学校生活に向けて～

保健室

**生活リズムは
朝が大切です**

『しんどい』・・・原因は病気ではありません。

昨日寝るのが遅かったや朝食を食べてない
という理由が多いです。

○ **起きる時間が大切**

・朝7時まで起きていますか。

→ そのためには**夜9時**までにはベッドやお布団に入って寝ましょう。

大脳が目覚めるまでに2時間くらいかかるといわれています。

1時間目の学習が始まるまでに大脳が目覚めるように起きましょう。

○ **朝食が大切**

・朝食は食べていますか。

→ 栄養バランスの取れた食事を心がけましょう。

例えば・・・ ごはん+みそ汁+野菜など

パン + 牛乳 + サラダや果物など

もしも朝食を抜いてしまうと・・・

- ・頭がボーっとする ⇒ 学習に参加できない
- ・イライラする ⇒ 落ち着いて学習に取り組めない
- ・体温が上がらない ⇒ 活発に活動できない

○ **排便が大切**

・登校前に排便をしていますか。

→ 朝食後の排便は脳への血流をよくするので、頭がスッキリします。

便秘になると、腹痛や頭痛の原因になります。

○ **洗顔と歯みがきが大切**

・朝起きて、顔を洗っていますか。

・食後の歯みがきはしていますか。

○ **朝の健康観察が大切**

・朝のあいさつをしていますか。

→ 顔色や食欲などいつもと違うなと感じたら、お家で様子を見てください。

発熱等の場合は、医療機関への受診をお願いします。

(欠席や遅刻の連絡は、**8時35分**までにテトルで学校へお知らせください。)

②学校での病気やけがについて

登校してから具合が悪くなったり、休憩時間や授業中にけがをしたりすることがあります。

○ 病気について

- ・保健室は医療機関ではないので、治療行為はできません。そのため内服薬などは置いていません。
- ・体調不良を訴えた児童に関しては、発熱等の症状がない場合もお迎えをお願いしています。そのため『緊急連絡先カード』に日中、必ず連絡のとれる連絡先を入力ください。

汚物の取り扱いについて

嘔吐物や糞便などが付着した衣服などの処理については、ノロウイルスが主な原因の感染性胃腸炎が考えられます。ノロウイルスなどは、空気に触れると増殖し、周囲にウイルスが飛散し感染を広げる恐れがあるので、学校では洗うことができません。そのまま家庭へ持ち帰っていただきます。岸和田市内の小・中学校で共通理解していることですのでご了承ください。

○ けがについて

- ・保健室では、応急処置しかできません。(ご家庭でのけがの処置はできません。)
- ・病院での治療が必要だと判断した場合は、『緊急連絡先カード』の連絡先に連絡します。保護者の方に病院まで来ていただくこととなりますので、必ず連絡がつく連絡先をご入力ください。

出席停止の病気

集団生活を送る学校では、感染症の集団感染を防ぐために、学校感染症が定められています。学校感染症の病気については、この資料最後のページをご参照ください。

※なお、学校感染症にかかった時は出席停止扱いになります。記入していただく用紙は学校にあります。また浜小学校のホームページや岸和田市のホームページからもダウンロードできます。登校する日に学校に持ってきてください。

日本スポーツ振興センターについて

学校管理下(登下校・課外活動を含む)で起きたけがで病院にいった場合、災害給付金が下りるシステムです。

岸和田市内の小・中学校では、全児童・生徒が加入することになっています。毎年年度の初めに460円(予定)の掛け金をいただくこととなります。詳しくは後ろのページをご覧ください。

その他、お子さまの健康上、気にかかることや事前に知らせておくべきこと、学校で気を付けてほしいこと等がございましたら、ご相談ください。

日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」のお知らせ

この制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センターと学校の設置者との契約により、学校の管理下における児童生徒等の災害に対して災害共済給付を行うものです。その運営に要する経費を国、学校の設置者及び保護者の三者で負担する互助共済制度です。

給付の対象となる管理下と災害の範囲

学校の管理下【各教科や学校行事などの授業中、部活動などの課外指導中、休憩時間中などのほか、通学中を含む。】における、児童生徒の負傷【骨折、打撲、やけどなど】、疾病【異物の嚥下、漆等による皮膚炎など】に対する医療費、障害又は死亡が給付の対象となります。

災害の種類	災 害 の 範 囲	給 付 金 額 【令和7年度予定】
負 傷	学校の管理下の事故によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費
疾 病	学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの ・給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病	・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10の分は療養に伴って要する費用として加算される分）ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に「療養に要する費用の額」の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
障 害	学校の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害（その程度により第1級から第14級に区分される）	障害見舞金 4,000万円～88万円 〔通学中の災害の場合2,000万円～44万円〕
死 亡	学校の管理下の事故による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円〔通学中の場合1,500万円〕
	突然死 学校の管理下において運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生したもの	死亡見舞金 3,000万円〔通学中の場合1,500万円〕
	突然死 学校の管理下において運動などの行為と関連なしに発生したもの	死亡見舞金 1,500万円〔通学中の場合も同額〕

※1 独立行政法人日本スポーツ振興センターが給付する医療費は、医療保険（健康保険、国民健康保険など）の被保険者又は被扶養者として受けられる療養を対象とし、その療養の費用の額も医療保険の定めに従って算出された額を基準にして算定されます（いわゆる自由診療を受けた場合は、かかった費用を医療保険診療の場合の算定方法で算出し直すこととなります。）。前表では、これを「医療保険並の療養」と表記しています。

※2 前表の「療養に要する費用の額が5,000円以上のもの」とは、初診から治癒までの医療費総額（医療保険でいう10割分）が5,000円以上のもの（したがって、医療保険でいう被扶養者（家族）で、例

えば病院に外来受診した場合、その3割分の1,500円以上を負担したもの（公費医療助成を利用した場合は、その限りではない）をいいます。

- ※3 同一災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- ※4 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないと、時効によって請求権がなくなります。
- ※5 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- ※6 他の法令の規定による給付等（子ども医療・ひとり親家庭医療等）を受けたときは、その受けた限度額において給付を行いません。
(例) 子ども医療を利用した場合の給付金額 = 子ども医療の自己負担額 + 「療養に要する費用の額」の1/10（ただし、療養に要する費用の額の4/10が給付金額の上限）
- ※7 生活保護法による保護を受けている世帯に属する児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行われません。
- ※8 受診される医療機関が、特定機能病院・地域医療支援病院・紹介受診重点医療機関として認定を受けている場合、選定療養費等が発生することがありますが、この療養費については給付の対象外となります。

加入手続と共済掛金額

学校では、入学の際、保護者の同意を得た上で、共済掛金を集め、岸和田市教育委員会が一括して加入の手続を行います。翌年度からは、共済掛金を納めることで加入が継続されます。

●共済掛金の額（児童生徒一人当たりの年額）【令和7年度予定】

区分	保護者負担額（円）	市負担額（円）	共済掛金額（円）
小学校・中学校	460	475	935

給付を受ける手続

- ①【保護者】医療機関等で医療費の証明（「医療等の状況」等）を受け、学校へ提出（「医療等の状況」等の用紙を持参してもすぐには書いていただけない場合もありますのでご了承ください。）
 - ②【学校】けがの発生状況の報告書（「災害報告書」）を作成し、提出された医療費の証明（「医療等の状況」等）とともに岸和田市教育委員会を經由して日本スポーツ振興センターへ提出。
 - ③日本スポーツ振興センターにおいて審査のうえ給付額を決定、岸和田市教育委員会を通じて保護者へ支給。
- ※請求・給付の手続きは、学校・岸和田市教育委員会を通じて行われます。保護者の皆様におかれましては、学校からの連絡を受けて必要書類を揃えてください。また、治療の経過を報告するなど、学校との密な連携をお願いします。
- ※給付決定に不服のある場合は、通知を受けた日の翌日から60日以内に文書または口頭で不服審査請求をすることができます。

このお知らせは、災害共済給付制度の概要を記載したものです。日本スポーツ振興センターのホームページからも同様の内容をご覧いただけます。《日本スポーツ振興センターホームページ》<http://www.jpnsport.go.jp/anzen/>
不明な点がございましたら、学校または、岸和田市教育委員会教育総務部総務課（電話 423-9638）までお問い合わせください。

6. 学校給食について

学校給食は、学校で行う教育の1つです。給食を通して、食生活の基本をはじめ、食事のマナーや感謝の心、社会性なども学びます。

1年生の給食は、4月16日（水）から始まります。

★給食の時間は、準備・後片付けを含めて40分です。

○食べる時間は20分ぐらいです。ご家庭でもただただ食べはやめて、食事に集中できるようにしましょう。

★学校では、全員が順番で、給食当番をします。

○給食当番の仕事の中には、食缶・食器・牛乳を運ぶ、食器に盛り付ける、といった仕事などがあります。

○集団の食事は、準備と後片付けが大切な仕事です。

○みんなの健康にかかわる大事な仕事です。週末には、エプロン・帽子・マスクの洗濯をお願いします。

○「食べること」に関心をもつために、ご家庭でも、配膳や後片付けのお手伝いをさせてください。学校での自信にもなります。

★給食は、牛乳、ごはんかパン、大きいおかず、小さいおかずが基本です。

○無理に食べさせることはありませんが、嫌いな物でも一口は食べるように指導しています。

○牛乳や野菜のほか、豆や海藻、乾物など、食べ慣れないものが苦手な子が多いです。いろんな食べものが食べられるように、ご家庭でも応援してください。

★自分でできるようにしましょう。

○給食を食べるとき、お箸やスプーンを使います。どのようなものも、お箸で食べられるようにしましょう。

○ジャムや佃煮などは小さい袋に入っています。袋には、切れ目がありますが、開けるには指先に力が必要で、コツがいります。

○牛乳はパックの口を開き、直接口をつけて飲みます（ストローレスパック）。慣れるまではストローを使う予定です。

○魚は基本的に骨を除いたものが出ますが、小骨が残っていることもあります。骨が残っている時は自分でとれるようにしましょう。ししゃもなど丸ごと提供する魚もあります。

★毎月、「献立表」を各家庭に配布します。

○「献立表」は台所などの見やすいところに貼って、給食をはじめ、食のこと、学校の様子などを話題にしていただけるとありがたいです。

★給食中止について

○病気等で、一週間以上連続して給食を食べないことがある場合、連絡を受けた5日目から、給食を停止し給食費は返金されます。その際、書類のご記入が必要となります。担任の先生を通じてご連絡ください。

★給食費について

○給食費は〈低学年 252 円・中学年 255 円・高学年 258 円〉です。口座振替で岸和田市へ直接お支払いいただきます。

★食物アレルギーへの対応について

○岸和田市全体でアレルギーへの対応を統一しています。

アレルギーを起こす食材があり、給食で除去食を実施する場合、毎年、除去食申請書と医師の指示書が必要になります。希望する保護者の方は、入学書類受付後、お声がけください。

・給食は、卵・牛乳・小麦・えびのみ、除去食の対応があります。

・牛乳・パンのみ返金があります。

※その他、食べものに関して気になることがありましたら、お気軽に学校へご相談ください。

7. 緊急時の対応について

(1) 保護者連絡アプリ「テトル」・・・ 別紙プリントQRコードから、ご登録ください。

(2) 一斉下校訓練や火災避難訓練、地震・津波避難訓練の実施

※地震・津波避難訓練の流れ（日曜参観にて実施予定）

- ① 緊急避難速報（模擬）を受信・校内に放送。
- ② 全児童が運動場に荷物をもって避難。
- ③ 津波を想定し、岸和田高校へ避難し、状況によっては城内小学校へ避難します。
- ④ 岸和田高校グラウンド（もしくは城内小学校）で整列（学級ごとに2列で）・人数点検。
- ⑤ 保護者による引き取り。
- ⑥ 保護者が来ていない児童は、教職員と一緒に学校へ戻ります

防災学習（令和6年度の内容）

目標 ・命を守るために自分ができることは何かを考え、行動できるようになる。

・状況に応じた避難ができるようになる。

1年 津波・地震について基本的なことを知る。

2年 学校で地震が起きた時の身の守り方を知る。

3年 家での地震発生時の行動や避難方法を知る。

4年 戸外での地震発生時の行動や避難経路の選び方を知る。

5年 災害や避難生活に備える大切さを学ぶ。（非常用持ち出し袋）

6年 震災時に家族や友だち、周囲の人々と協力したり、安全に配慮して行動

したりできるようになる。（避難生活について・怪我の手当て等）

(3) 気象警報発令時等の学校の対応（保存版）・・・ 16 ページから20ページ

保護者の皆さま

保 存 版

岸和田市立浜小学校幼稚園
校 園 長 山 崎 洋

A. 気象警報発令時の学校園の対応について

岸和田市教育委員会の通知に基づき、「自然災害」に伴う「警報等」が発令された場合は、子どもたちの安全確保のため令和6年度から以下のように対応いたしますので、ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

1. 「特別警報」、「暴風(雪)警報」、「大雨警報」が発令されている(発令された)場合

- ①午前7時現在、岸和田市に発令されている場合 ⇒ 臨時休業
- ②午前7時～始業時間で、岸和田市に発令された場合 ⇒ 臨時休業
- ③始業時間以降、岸和田市に発令された場合 ⇒ 授業中止(授業の繰上げ等)

○変更ポイント

従来は「特別警報」、「暴風警報」が発令された場合のみ、臨時休業となっていましたが、令和6年度からは、「大雨警報」が発令された場合も臨時休業となります。

※大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害)いずれの場合も臨時休業の対象です。

※台風の有無は従来通り関係ありません。

※大雨警報が長時間にわたる場合には、校区内の状況を把握したうえで、発令中でも授業を再開する場合があります。

※授業が中止となった場合でも下校させることが危険と判断した場合は、状況が改善されるまで学校で待機させる場合があります。

2. 「特別警報」、「暴風(雪)警報」、「大雨警報」以外の警報(洪水警報、波浪警報、高潮警報)が発令されている(発令された)場合

- ①岸和田市に上記の「警報」が発令された場合 ⇒ (原則的に)平常対応
 - ②子どもたちの安全確保上問題が生じるおそれがあると判断した場合
- ⇒ 授業(保育)時間の繰上げ・繰り下げ等の措置を講じる

●給食の取り扱いについて

◇始業時間までに「特別警報」「暴風(雪)警報」「大雨警報」が発令されている(発令された)場合、学校が臨時休業となるため給食は中止となります。

◇始業時間以降に「特別警報」「暴風(雪)警報」「大雨警報」が発令された場合、給食を中止する

可否かは、地域の特性や時間により、各学校の判断となります。

その際、以下のことを実施します。

(1) 児童一斉下校を行い、教職員による下校巡回指導を行います。

お子様が通常より早い時刻に帰宅する場合、保護者の方が家にいないことが考えられるご家庭は、お子様に必ず家の鍵を持たせていただきますようお願いいたします。

(2) チビッコホームを利用している児童については、チビッコホームに行くまでに警報が出た場合は、他の児童と一緒に一斉下校します。従って必ず家の鍵を持たせてください。また、チビッコホームに行った後に警報が出た場合は、チビッコホームからご家庭に連絡がありますので、よろしく願います。

(3) 保護者連絡アプリ「テトル」で下校の連絡をします。

(4) 地域の「子どもの安全見守り隊」の皆さんにもご協力を願い、下校時の児童の様子を見守っていただきます。

B. 地震発生時の学校の対応について(お知らせ)

南海トラフ巨大地震の発生が予想される中、発災時の対応をあらかじめ定めておくことが重要となっています。そこで、地震やそれに伴う津波が発生した場合の学校園の対応については、子どもたちの安全確保のため、下記のようにいたしますので、ご理解とご協力の程よろしく願います。

●【岸和田市に地震が起きた場合】

1. 震度5弱以上の時

①登校園前(午前7時まで)⇒ 臨時休業

※登校園前とは、前日の降園下校後～登校園する前までの時間です。

②午前7時～始業時間までの間 ⇒ 臨時休業

○まだ在宅の場合は、登校園させないで下さい。

○既に登校園している場合は、安全確保を優先し、(■)学校園のマニュアルに基づき対応します。

③始業時間後 ⇒ 授業中止

○安全確保を優先し、(■)学校園のマニュアルに基づき対応します。

④休日 ⇒その翌日(授業・保育日)は 原則、臨時休業

★臨時休業時、学校園が安全に学習できる環境に復旧すれば、保護者へ連絡します。

(■) 学校園のマニュアル

1. 安全な場所へ避難・誘導し、安否確認をします。
2. その後、臨時休業の措置をとり、安全確認後、一斉下校をします。
3. なお、被害の状況により集団下校しない方がいいと思われる時は、保護者のお迎えを依頼します。保護者が迎えに来るまでは学校で待機させ、保護者確認の上、引き渡しをします。

2. 震度4以下の時

原則として、**平常通り**授業(保育)を行います。

※なお、余震の状況、学校園施設や通学路の状況等、安全確保上問題が生じる恐れがある場合は、臨時休業、授業(保育)の繰り下げ等の措置を行います。ご家庭でも児童園児の安全を第一に考え、危険な場合は登校園を見合わせて下さい。

●【岸和田市に津波に関する警報が発令された場合】

地震により、大津波警報・津波警報が発令された場合

1. 震度5弱以上の地震に伴い、大津波警報・津波警報が発令された場合

○震度5弱以上の地震発生時の対応を行います。

※ただし、一斉下校ではなく、岸和田高校グラウンドに避難し、状況によっては城内小学校へ移動します。

2. 震度4以下の地震に伴い、大津波警報・津波警報が発令された場合

①登校園前(午前7時まで) ⇒ **授業(保育)中止**

※警報が解除される時間帯によっては、授業(保育)を行う場合があります。

授業(保育)の有無については、保護者へ連絡します。

②午前7時～始業時間までの間 ⇒ **授業(保育)中止**

○まだ在宅の場合は、登校園させず、速やかに避難してください。

○既に登校園している場合は、安全確保を優先し、**(■) 学校園のマニュアル**に基づき対応します。

③始業時間後 ⇒ **授業(保育)中止**

○安全確保を優先し、(■) 学校園のマニュアルに基づき対応します。

(■) 学校園のマニュアル

- 1.安全な場所へ避難・誘導し、安否確認をします。
- 2.その後、臨時休業の措置をとり、安全確認後、岸和田高校グラウンドに避難し、状況によっては、城内小学校へ移動します。
- 3.岸和田高校(もしくは城内小学校)で保護者の方への引き渡しをします。

C.大阪府にJアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の学校園の対応について

平素から、本校園の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠に有難うございます。

さて、標記のとおりJアラート(全国瞬時警報システム)により、緊急情報が発信された場合の学校園の対応については、子どもたちの安全確保のため、下記のようにいたしますので、ご理解とご協力の程よろしく願いいたします。

- 1.登校園前(前日降園下校後～登校園する前)までに発信された場合
 - 自宅待機とします。
 - ただし、「大阪府域内に落下」の情報が発信された場合は、臨時休業とします。
 - 「直ちに避難。ミサイルが落下する可能性があります」「日本上空を通過した」等の情報が発信され、「ミサイルは日本の領海外の海域に落下した模様」等の情報が発信され、安全が確認された段階で、自宅待機を解除します。
 - 授業(保育)の再開等については、学校園から保護者へ連絡します。
 - 2.在校園時に発信された場合
 - 授業(保育)や活動を中断します。
 - 屋外にいる場合は、速やかに校舎内に避難させるとともに、校舎内では机の下に隠れるなど身を低くし、窓から離れる等、安全が確保された旨の情報提供があるまで、安全確保に努めます。
 - 完全に安全が確認されてから、授業(保育)や活動を再開します。
 - 「大阪府域内に落下」の情報が発信された場合は、安全確保を優先し、(□) 学校園のマニュアルに基づき対応します。
- ### (□) 学校園のマニュアル
- 1.安全な場所へ避難・誘導し、安否確認をします。
 - 2.その後、臨時休業の措置をとり、安全確認後、集団下校をします。
 - 3.なお、被害の状況により集団下校しない方がいいと思われる時は、保護者のお迎えを依頼します。保護者が迎えに来るまでは学校で待機させ、保護者確認の上、引き渡しをします。

3. 登下校中に発信された場合

- 学校か家、近い方に向かうように指導します。
- 選択できないような場合は、「できる限り速やかに近くの頑丈な建物に避難する」、「適当な建物が近くにいる場合は、物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこないような場所に身を隠すか、地面に伏せ頭部を守る」等の指導をします。
- 登下校中の安全確認について、ご家庭でも情報収集の方法や対応等について、話し合ってくださいようお願いします。

※「臨時休業」「授業(保育)中止」「授業(保育)の繰上げ」を実施する場合は、必ず「テトル」にてお知らせします。

8. 「ひまわり学級」と「あすなろ学級」を正しく理解していただくために

浜小学校には、「ひまわり学級」があります。

浜小学校には「ひまわり学級」があります。在籍している子ども達は基本的に〇年△組というクラスで学習・活動をしながら、必要に応じて「ひまわり学級」に通っています。大きな集団でみんなと一緒に生活をする中で社会性や人との関わり方を学び、小集団でそれぞれのニーズに応じた個別の指導を受けています。また将来の自立につながる活動にも取り組んでいます。

浜小学校には、「あすなろ学級」があります。

浜小学校には「あすなろ学級」があります。発音やコミュニケーションの課題、学習の一部が難しい場合に、個別のトレーニングなどを行います。通常の学級の在籍になり、ほとんどの学習生活はクラスで参加でき、一部特別な指導をあすなろ学級で受けます。授業中や放課後に、週 1～3 時間程度の指導を受ける場合が多いです。最終的にあすなろの指導なしに学校生活を送り、卒級することが目標になります。通級の指導が必要かどうかについて、事前に担当者でご相談いただきます。

みんなが障がいについて正しく理解するための取り組みをしています。

毎年、1・3・5年生とひまわり学級との交流会を計画・実施しています。「ひまわり学級ってどんなところ？」という話を聞き、一緒に遊びながら交流し、楽しいひと時を過ごします。お互いを認め合い、思いやりの心が育つことを願っています。

また、障がいのある方からお話を伺ったり、それぞれの学年で、指文字・簡単な手話歌・アイマスク体験・車いす体験・点字などの学習・体験に取り組んだりしています。実際に体験することで障がいのある方の苦労や大変さを実感したり、バリアフリーについて考えたりする貴重な学習の場となっています。

保護者のみなさまのご理解がなによりです。

障がいのある方への理解は進んできているとはいえ、世間ではまだまだ誤解や偏見があります。保護者のみなさまには、いろいろな機会を通して正しくご理解いただきたいと思っています。

障がいのあるなしにかかわらず様々な発達段階の子ども達がいいます。成長のスピードも違います。個性も様々です。様々であってこそ切磋琢磨して育っていくのです。その点をご理解の上、どの子どもも温かい目で見守っていただけますよう、よろしく願いいたします。

また、お子様のことで気がかりなことがありましたら、支援相談なども受けられますのでお申し出ください。

9. 岸和田市立浜小学校・幼稚園PTA規約

第1章 名 称

第1条 本会は岸和田市立浜小学校・幼稚園PTAと呼び事務所を浜小学校
(岸和田市紙屋町12-20)に置く。

第2章 目 的

第2条 本会は学校園(以下「学校」という。)と家庭と学区内における児童園児(以下「児童」という。)の健全な教育に寄与するとともに、会員相互の教養の向上と親睦を図るために積極的に活動することを目的とする。

第3章 方 針

第3条 本会の方針を以下の通りとする。

1. 完全に義務教育が行われるように努力する。
2. 宗教や政党の性格は持たず営利事業を目的としない。
3. 学校管理の方面や学校の方針に干渉しない。
4. 教育予算の充実を期するために努力する。
5. 教育的環境の整備を図るために努力する。

第4章 会 員

第4条 学校に在籍する児童の保護者及び学校に勤務する教職員を会員とする。

第5章 役 員

第5条 本会の役員を以下の通りとする。

1. 会長 1名 保護者
2. 副会長 2名 保護者
3. 議長 1名 保護者
4. 書記 1名 学校
5. 会計 2名 保護者 学校

第6条 役員を選出及び就任は以下の通りとする。

1. 会長は次期役員の候補者を定めるため各種委員会委員長をもって指名委員会を委嘱し、指名委員会をつくる。
2. 指名委員会は次期役員の候補者を推薦し、選挙を行う総会の7日前までに全会員に通知する。
3. 役員候補者の推薦は選挙を行う総会の際に会員席からも行うことができる。ただしこの場合にあっては総会の2日前までに書記に届け出なければならない。
4. 役員候補の推薦は前2号の何れの場合にも事前に被指名者の同意を得なければならない。
5. 役員は毎年4月の総会で多数決により選出する。

6. 役員は前号総会の翌日より就任し任期は1ヵ年とする。(但し、再任は妨げない)

第6章 役員の仕事

第7条 役員の仕事は以下の通りとする。

1. 会長は会務を総括し本会を代表する。また、必要に応じて総会、各種委員会を招集する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在のときはその代理をする。また、総会ならびに企画委員会等会合の議事を整理し進行をはかる。
3. 議長は総会並びに企画委員会等の会合の議事を整理し進行をはかる。
4. 書記は会の活動状況を記録し各会合の通知を発送する。
5. 会計は会計を処理し、会計簿は常に会員の閲覧に備え、決算総会で報告する。

第7章 各種委員会

第8条 本会は第2条の目的を達成するために次の委員会を設け各種委員会に委員長1名、委員若干名を置くものとする。

1. 学年代表委員会

学級ごとに会員ならびに担任との連絡調整をはかり教育の向上に努める。

2. 広報委員会

会員ならびに校区町民に本会の主旨・活動を周知させるため広報紙の発行、その他の活動に努める。

3. 厚生文化委員会

会員相互の親睦をはかり児童及び会員の厚生娯楽の計画運営に努めるとともに、会員ならびに児童の教養を高め、かつ社会教育の充実をはかる。

4. 保健補導委員会

児童の健全な育成を目指し保健衛生ならびに体位の向上に努めるとともに児童の校外生活をよりよくするよう努める。

5. 幼稚園委員会

主に幼稚園会員間の連絡調整をはかり幼稚園の向上発展に努める。

第8章 企画委員会

第9条 企画委員会は役員及び各種委員長、校長、教頭、教職員若干名によって構成する。

第10条 企画委員会の仕事は以下の通りとする

1. 各種委員会から提案された事業計画を審議し調整する。
2. 総会に提案する報告ならびに計画案を作成する。
3. 校長の提案する事項について協議協力する。

第9章 実行委員会

第11条 実行委員会は企画委員会及び各種委員会委員をもって構成する。

第12条 実行委員会の仕事は以下の通りとする。

1. 企画委員会から提案された事業計画を審議し調整する。
2. 必要に応じPTA行事に協力し参加する。

第10章 会 合

第13条 企画委員会は毎月1回定例会を開き、各種会合は随時開かれる。

第14条 総会を毎年1回開き、以下のことについて報告・審議する。

1. 決算報告、活動報告、新役員の選出
2. 予算審議、活動計画案の審議

第15条 総会の定足数は会員の5分の1以上とする。決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

第11章 会 計

第16条 本会の経費は会費ならびに事業収入その他自発的寄付金をもって支弁する。

第17条 会費は1児童につき月額200円とする。

第18条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる

第12章 顧 問

第19条 本会に正副会長経験者をもって顧問とし、顧問は会計監査を兼ねる。任期は1カ年とする。

第13章 参 与

第20条 本会の役員に参与を1名加えることが出来る

第14章 規約改正等

第21条 本規約は総会において出席者の3分の2以上の多数によって改正することができる。

第22条 本会の運営に関して必要な事項は施行細則として企画委員会において別に定める。

附則 この規約は総会における決議の日から施行する。

(昭和62年4月28日一部改正) (平成12年4月28日一部改正) (平成15年4月23日一部改正)

(平成17年4月28日一部改正) (平成27年4月27日一部改正)